

# 兵庫県公報

令和元年11月15日 金曜日 第58号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 告 示

○ 令和元年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の期日及び場所（市町振興課）	1
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	2
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	2
○ 景観形成地区の指定（都市政策課）	3
○ 景観形成基準の決定（同）	3

## 告 示

### 兵庫県告示第569号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）の規定に基づく令和元年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の期日及び場所を次のとおり告示する。

令和元年11月15日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 試験期日等

区分	試験期日	受付期間	試験会場	合格発表	採用予定
男子 女子	令和元年12月14日（土） 又は同月15日（日） （受付後、いずれか1 日を指定）	令和元年11月5日（火） から同年12月6日（金） まで	陸上自衛隊千僧駐 屯地及び陸上自衛 隊姫路駐屯地（受 付時に指定）	合格発表 日は試験 時に通知	3・4月（採 用予定通知 書により通 知）
	令和2年1月26日（日） 又は同月27日（月） （受付後、いずれか1 日を指定）	令和元年12月9日（月） から令和2年1月20日 （月）まで			
	令和2年2月15日（土） 又は同月16日（日） （受付後、いずれか1 日を指定）	令和2年1月21日（火） から同年2月7日（金） まで			
	令和2年2月29日（土） 又は同年3月1日（日） （受付後、いずれか1 日を指定）	令和2年2月10日（月） から同月21日（金）まで			

#### 2 問合せ先

名 称	場 所	電話番号
自衛隊兵庫地方協力本部	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 （神戸防災合同庁舎4階）	(078) 261-8600

同 神戸出張所	神戸市中央区北長狭通4丁目7-6 (インペリアル・トラストビル3階)	(078) 327-8026
同 北神戸募集案内所	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目27-10 (宮浦ビル1階)	(078) 594-9178
同 西神戸募集案内所	神戸市西区学園西町4丁目1 (神戸留学生会館2階)	(078) 797-8185
同 伊丹分駐所	伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1 (伊丹駐屯地内)	(072) 783-9609
同 伊丹地域事務所	伊丹市中央1丁目2-5 (グランドハイツコーワビル2階)	(072) 770-7800
同 西宮地域事務所	西宮市田代町19-3 (第2三建ビル2階)	(0798) 66-7066
同 加古川地域事務所	加古川市加古川町篠原町300 (リトハ加古川A棟111 (1階))	(079) 426-3290
同 青野原分駐所	小野市桜台1番地 (青野原駐屯地内)	(0794) 66-7959
同 姫路地域事務所	姫路市本町240 (大手前ダイネンBLD)	(079) 282-0535
同 相生地域事務所	相生市旭1-3-18 (相生地方合同庁舎2階)	(0791) 23-2750
同 豊岡出張所	豊岡市大手町8-35	(0796) 22-3978
同 柏原地域事務所	丹波市柏原町柏原980-2 (柏原センタービル2階)	(0795) 72-1949
同 淡路島駐在員事務所	洲本市栄町2丁目2-15 (本岡ビル1階)	(0799) 24-2449



**兵庫県告示第570号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和元年11月16日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和元年11月15日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月15日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 中安田市原線	西脇市大木町字清水田238番1から 同 市市原町字長畑76番1まで	旧	6.0から 12.0まで	708.0	
	西脇市羽安町字トイツメ196番14から 同 市市原町字長畑79番1まで		6.0から 43.0まで		
	西脇市羽安町字トイツメ196番14から 同 市市原町字長畑76番1まで	新	14.0から 23.0まで	2,397.0	



**兵庫県告示第571号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和元年11月16日から供用を開始する。

その関係図面は、令和元年11月15日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 4 2 7 号	西脇市前島町字西川原333番1から 同 市市原町字長畑76番1まで	旧	17.0から 46.0まで	76.0	
		新	15.0から 55.0まで	76.0	
県道 西脇口吉川神戸線	西脇市市原町字長畑112番4から 同 市市原町字長畑112番4まで	旧	18.0から 20.0まで	47.0	
	西脇市市原町字長畑79番1から 同 市市原町字長畑112番4まで	新	17.0から 20.0まで	55.0	



**兵庫県告示第572号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第8条第1項の規定により、景観形成地区を次のとおり指定し、令和2年3月1日から施行する。

その関係図書は、兵庫県庁、中播磨県民センター及び宍粟市役所において縦覧に供する。

令和元年11月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 景観形成地区の名称及び種別  
名称 宍粟市山崎町山崎地区  
種別 歴史的景観形成地区
- 2 景観形成地区に指定する土地の区域  
宍粟市山崎町元山崎並びに山崎、上寺、横須、庄能、今宿、山田、鹿沢、門前及び段の各一部



**兵庫県告示第573号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第9条第1項の規定により、宍粟市山崎町山崎地区について、景観形成基準を次のとおり定め、令和2年3月1日から施行する。

その関係図書は、兵庫県庁、中播磨県民センター及び宍粟市役所において縦覧に供する。

令和元年11月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**宍粟市山崎町山崎地区景観形成基準**

山崎町山崎地区は、播磨国風土記に「宍禾郡（しさわのこおり）」と記された地域に属し、古くから栄えてきた地区である。16世紀末頃から商業の町として最上山を背景とする町場が形成され、その後城下町へと発展。それを基盤に林業や揖保川舟運などで繁栄し、経済・交通・政治の拠点として、重要な役割を果たしてきた。

武家地や町人地の町割りや鍵の手型の道路形状など城下町の面影が残されており、これまでの歴史文化の積み重ねにより形成されてきた景観を保全しつつ、豊かな自然、城下町の町割りや伝統的な意匠の町家などの景観資源を活かしながら、市街地としての暮らしや賑わいのある景観を創造し、誇り・愛着を育む地区の景観を次世代へ継承していくことを目指す。

地域住民と行政、事業者が一体となって、さらに魅力のある景観の形成を図っていくため、景観形成基準の基本的な考え方を以下のとおりとする。

- 1 城下町の良い市街地景観の形成  
地区の周辺には、宍粟市役所をはじめとした公共施設や商業・業務施設が立地している。地区の大半は市街地であるが、もともとは城下町の武家地や町人地として景観構造の基礎を成す区域であることから、「城下町ゾーン」を設定し、城下町の良い市街地景観の形成をすすめる。

2 商店街の景観形成

地区の商業地は、城下町を基礎とする路線型の商店街で、かつては2階建て・平入り屋根の店舗が連続する界隈性のある景観が形成されていた。商店街の歴史的町並み景観を保全・創造するため、「町家商店街通り」を設定し、和風意匠を活かした修景をすすめる。

3 酒蔵が集積する通り沿いの景観形成

地区の西側で商店街から続く一角には、山陽盃酒造や老松酒造の醸造関連施設や、かつて醸造を行っていた本家門前屋酒店などの本県景観形成重要建造物が集積し、重厚な商家建築や蔵が連なる歴史的な景観を形成している。落ち着いた歴史的な景観を保全・継承するため、「酒蔵通り」を設定し、伝統的意匠を活かした修景をすすめる。

4 寺社周辺の景観形成

最上山の麓には神社・仏閣が集積している。参道等に面し、城下町の雰囲気を与える特徴ある景観を形成するため、「寺社通り」を設定し、寺社と調和した景観形成をすすめる。

5 最上山の自然景観の形成

最上山は、良好なヒノキ林、モミジ林、サクラ並木などを有し、地域のシンボルとして親しまれている。さらに、城下の町並みをはじめ、揖保川や山並みなどを一望する広がりある眺望景観も有している。市街地から仰ぎ見るランドマークとしての魅力と、市街地を眺めおろす眺望点としての魅力を継承するため、「最上山自然ゾーン」を設定し、豊かな自然を保全・活用した景観形成をすすめる。

6 歴史・文化を活かしたゆとりと潤いのある景観の形成

地区の公園や教育・文化施設は敷地が広く緑化され、ゆとりと潤いある景観を形成している。山崎藩陣屋門（紙屋門（かみやもん））のクスノキは、陣屋門と一体となった地域のシンボルとして、本県景観形成重要樹木に指定されている。美しく潤いある景観づくりを先導するため、「公共公益施設ゾーン」を設定し、城下町の歴史・文化を活かした景観形成をすすめる。

7 幹線道路沿いの都市景観の形成

地区の周辺や県道宍粟下徳久線沿いは、商業・業務・サービス施設や公共公益施設等が立地する市街地であることから、「幹線道路特例区間」を設定し、都市の骨格にふさわしい良好な都市景観の形成をすすめる。具体的な景観形成基準は、別表のとおりとする。ただし、知事が景観審議会の意見を聴いた上で、当地区の優れた景観の形成を図るため、この基準を適用することが適当でないとする建築物等又は自動販売機については、これによらないことができる。

別表

1 建築物等に関する基準

区域	項目	景観形成基準	
		建築物	工作物
指定地区全域 （「最上山自然ゾーン」、 「公共公益施設ゾーン」を除いた区域を 「城下町ゾーン」という。）	高さ	・階数は原則、3階以下とする。やむを得ず4階以上とする場合は、通り（注1）から見たときに、周辺景観と調和した建築物の配置及び意匠となるようにする。ただし、県道宍粟下徳久線以南については、この限りではない。	・突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。 ・基調となる色彩は、「建築物」の基準に準じる。
	屋根・庇	・勾配屋根を基本とする。 ・黒、灰色又はこれに近い色彩の仕上げとする。 ・全色相、明度5以下、彩度1以下とし、無彩色の場合は、明度6以下とする。	
	外壁	・白、黒、灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とする。 ・色相はYR（橙）系及びY（黄）系の5Yまでとし、明度8以下、彩度4以下又は無彩色とする。ただし、自然素材を用いる場合はこの限りではない。なお、保護塗装を施す場合は、その素地の色を活かした塗装とする。	

	建具	・「外壁」の基準に準じた色彩とするよう努める。
	外構	・門、塀を設置する場合は、「外壁」の基準に準じた落ち着いた色彩とする。 ・生垣、花壇等沿道の緑化に努める。ただし、町家等で壁面位置が前面道路から後退していない場合はこの限りではない。
	建築設備等	・空調設備の室外機、ダクト類等の建築設備等は、位置、形態、意匠、色彩の工夫や目隠しの設置などにより、通り（注1）から目立たないようにする。 ・屋上設備は設置しない。やむを得ず設置する場合は、通り（注1）及び最上山の主要な眺望点から見えにくい位置に設置するとともに、「屋根・庇」の基準に準じた色彩とするよう努める。
	掲出物	・できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩について、周辺景観との調和に努める。
町家商店街通り （注2、3）	壁面の位置	・できるだけ隣接する建築物との連続性の確保に努める。 ・やむを得ず当該通りに面して空地を設ける場合は、門、塀の設置等の方法により、町並みの連続性を損なわないように努める。
	高さ	・階数は原則、2階以下とする。やむを得ず3階以上とする場合は、3階以上の壁面を後退させ、当該通りから見えにくいようにするとともに、周辺景観と調和した建築物の配置及び意匠となるようにする。
	屋根・庇	・形態、意匠は、周囲の伝統的な建築物との調和に努める。
	外壁	・当該通りから見える壁面は、和風意匠を基本とする。 ・看板建築（注4）のうち、伝統的な町家の前面に装飾的な意匠を付加したものは、その付加部分を除去し、従前の和風意匠を活かすよう努める。
	建具	・当該通りから見える開口部や格子等は、伝統的な様式、意匠を用いた木製建具とすることが望ましい。 ・やむを得ずアルミサッシ等を用いる場合は、黒色又は褐色とする。
	外構	・門、塀を設置する場合は、町並みとの連続性の確保に努め、和風意匠のものとする。
	掲出物	・広告物等は、城下町の歴史や文化を感じられるような和風のデザインとするよう努める。
	酒蔵通り （注2）	壁面の位置
高さ		
屋根・庇		・屋根は和瓦葺き又は外観がこれと同様のものとし、屋根勾配は周囲の伝統的な建築物に合わせる。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・1階にはできるだけ軒の出が十分な下屋又は庇を設ける。下屋又は庇は、和瓦葺き又は外観がこれと同様のものとし、軒先の位置と勾配を周囲の伝統的な建築物に合わせる。</li> </ul>	
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該通りから見える壁面は、原則、漆喰塗り又は板張りとする。</li> <li>・やむを得ず上記によることが出来ない場合は、周囲と調和した素材、色調による和風意匠とする。</li> </ul>	
	建具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「町家商店街通り」の基準と同じ。</li> </ul>	
	外構		
	掲出物		
	寺社通り（注2、3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「高さ」、「屋根・庇」、「外壁」、「建具」、「外構」及び「掲出物」の基準は、「酒蔵通り」の内容に沿うことが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最上山からの眺望を著しく阻害するような位置への配置は避ける。</li> <li>・山並みの稜線を分断する位置への配置は避ける。</li> </ul>
最上山自然ゾーン	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の樹木から突出しない高さとする。やむを得ず超える場合は、前面に高木を植樹するなど、麓から目立たないように努める。</li> </ul>	
	外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の樹木の保全に努める。</li> <li>・植栽を行う場合は周囲の樹木との調和に努める。</li> </ul>	
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の樹木から突出しないように設置する。</li> </ul>	
	公共公益施設ゾーン（注5）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「指定地区全域」の「高さ」の基準を除外する。</li> <li>・公共公益施設については、城下町の歴史や文化を感じられるような意匠に努める。</li> </ul>	
	幹線道路特例区間（注6）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「指定地区全域」の「高さ」、「屋根・庇」の基準を除外する。</li> </ul>	

(注1) 「町家商店街通り、酒蔵通り及び寺社通り」をいう。

(注2) 対象は、原則、当該通りに面する建築物とする。

(注3) 「町家商店街通り」と「寺社通り」に面する建築物は、両方の通りの基準を適用する。

(注4) 木造建築で、当初から正面部分を一枚の看板のように設計した建物や既にある建物の正面部分に衝立状の意匠を付加した建物などをいう。装飾・意匠は洋風が多い。

(注5) 「幹線道路特例区間」を除く。

(注6) 対象は、県道宍粟下徳久線に面する建築物とする。

2 自動販売機に関する基準

項目	景観形成基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接する建築物の壁面から突出しないように努める。</li> </ul>
意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業名、商品名等広告を極力控えるなど、周辺景観との調和を図る。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とし、それ以外の場合は、けばけばしくないものとし、周辺景観との調和を図る。</li> </ul>

その他

・覆い、囲い、ごみ箱など付属物を設置する場合は、位置、意匠、色彩が周辺景観と調和するよう努める。